

越前町こども計画

概要版

令和7年3月

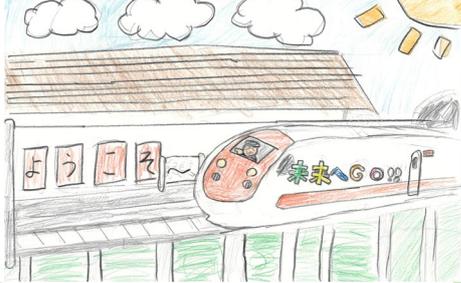
ゆぐを作る人になりたい



「ちやうどいそほしをも、てかえ、てきたい」



越前町の未来へいこうぜ!!!



みんながやさしいえち前町にしたいです。



バスケットが
うまくなりたいです。



1 こども計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

令和5年12月に策定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。また、こども基本法には市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

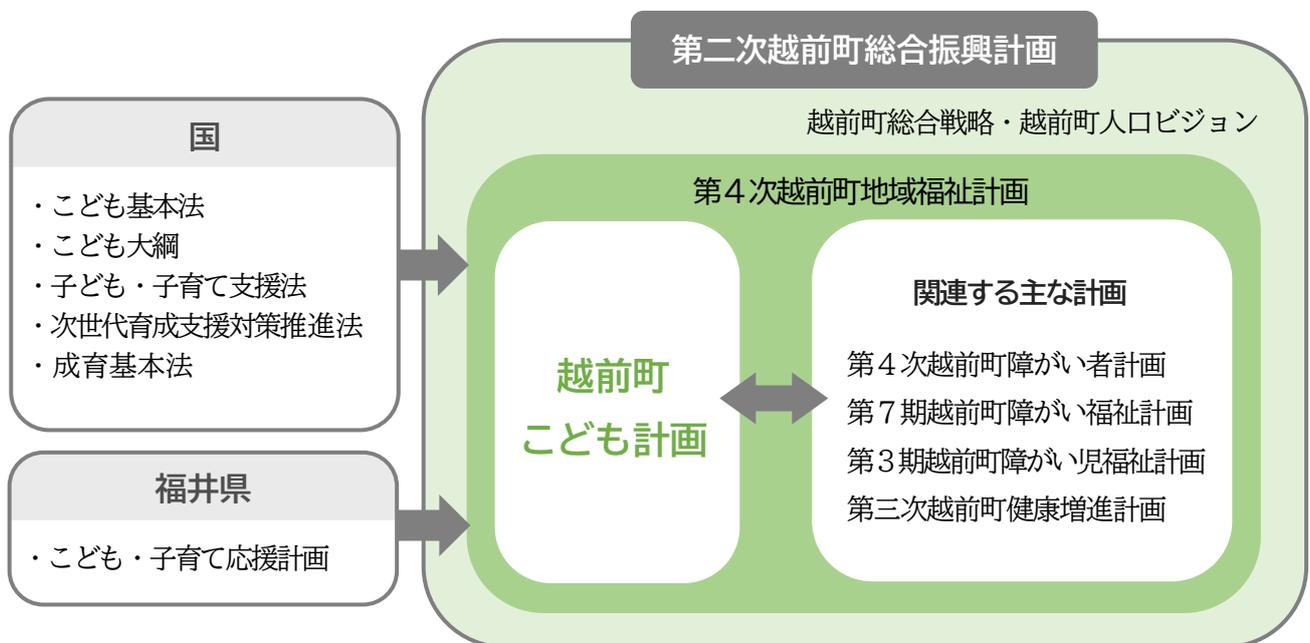
本計画は、第二期越前町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた施策と、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案したこども・若者や子育て当事者に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「越前町こども計画」として策定します。

(2) 位置づけ

本計画は「こども基本法」第10条に規定する「市町村こども計画」として位置づけ、その他の法令等に基づく以下の計画を内包する計画とします。

- ・「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・「次世代育成対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」
- ・「成育基本法」に基づく「成育医療等基本方針」を踏まえた「母子保健計画」

また、これまでの本町の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「第二次越前町総合振興計画後期基本計画」（令和3年策定）を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図りながら策定します。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間中においても、社会情勢の変化や多様なニーズへの対応等のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

この計画は、急速な少子化の進行や、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中においても、一人一人の子ども・若者が幸せを感じ、健やかに成長することができるウェルビーイングな社会の実現を目的としたものです。

全ての子ども・若者は、自立した個人であり、権利の主体であるため、社会の中においても安心して意見や思いを述べ、社会参加できる機会や自己選択・決定できる環境を持てるよう取り組むとともに、越前町の自然や歴史を大切にしながら、未来を切り拓く強さややさしさ、豊かな心を持つよう地域と協働して支援します。子育て家庭については、保護者が時間や心にゆとりを持って子どもを育てていけるよう、企業、地域、行政が一体となって支えていきます。そして、子育てに関わることで町民自らも成長し（共育）、育ち合うまちになることを目指します。

子どもと共にしあわせを感じる 「育ち合い（愛）のまち」

えぜんちのみんながな
がよして愛しくしたいです。



みんながえがおでわら、てい
る町にしよう。



やすみのこへ
こうえんはつれごと
ほい。



けんとうでいけんきな、うくい
にしたいです。



がんばれ！
越前町！



(2) 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように設定します。

基本目標 1 こども・若者の自己実現に向けた支援体制づくり

基本施策Ⅰ こども・若者の権利、意見の尊重

こどもがひとりの人として認められ、愛されているという安心感を持てるよう、家庭だけでなく、学校や地域が一体となってこどもたちを育てていきます。こども・若者を権利の主体と捉え、自らの意見を表明し、社会に参画する機会やこども・若者の視点に立った安心できる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

- ① こども・若者の意見聴取の推進
- ② 学校や地域における人権教育の推進
- ③ こども・若者の居場所づくり
- ④ 青少年の健全育成
- ⑤ 地域住民や高齢者との交流の推進

基本施策Ⅱ 結婚と結婚後の安定した生活の支援

出会いから結婚までの支援と、結婚後の生活を支援し、本町への定住を推進します。また、ワークライフバランスに向けた啓発活動や、環境づくりを進め、総合的な少子化対策に取り組みます。

【主な取組】

- ① 結婚支援、新生活支援、定住促進
- ② ワークライフバランスの推進
- ③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標 2 安心してこどもを産み育てられる支援体制づくり

基本施策Ⅰ こどもの健康の保持増進

妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期、成人期において、心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取組を推進していきます。

【主な取組】

- ① 妊産婦・乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援
- ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ③ 小児医療の充実

基本施策Ⅱ 子育て支援の充実

安心して、心にゆとりを持ちながらこどもと向き合い、子育てに取り組んでいけるよう、子育てにかかる心身の負担や経済的な負担を軽減し、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ① 妊娠期から子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実
- ② 子育て支援のネットワークづくり
- ③ 子育てにかかる負担軽減

基本施策Ⅲ こどもが学び健やかに成長するための教育の充実

食の大切さやこどもを産み育てること、人を思いやり、互いを認め合うことの大切さを理解できるこどもへと成長していけるよう、こどもが地域と交流しながら学ぶ環境づくりや、こどもの健全な成長を育む環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ①食育の推進
- ②次代の親の育成
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④こどもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 3 子育て世帯等が快適に暮らせるまちづくり

基本施策Ⅰ 安心して生活できる環境の整備

こどもたちが安心して日常生活が送られるよう、こどもの目線から生活空間を見つめ直し、安全な道路環境や遊び場などの整備を進めます。

【主な取組】

- ①良好な居住環境の確保
- ②安全な道路交通環境の整備
- ③子育てを応援する交通手段の確保
- ④子育てにやさしい施設環境の整備
- ⑤安全・安心なこどもの遊び場の整備

基本施策Ⅱ こどもの安全を守るための取組の推進

次代を担うこどもの生命を守るために、地域の人々や行政、関係機関が一体となって、こどもを事故や犯罪から守る取組を進めます。

【主な取組】

- ①こどもの交通安全を確保するための活動の推進
- ②こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標 4 全てのこども・若者等の自立支援体制づくり

基本施策Ⅰ 支援を必要とするこども・若者の心身の健全な育ちへの支援

深刻な社会問題となっている児童虐待については、未然の防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい児施策の充実、支援が必要なこども・若者や家庭へのきめ細かな支援に地域全体で取り組む体制の整備に努めます。

【主な取組】

- ①児童虐待防止の啓発、ヤングケアラー等支援
- ②不登校のこどもへの支援
- ③特別に支援を必要とするこども・若者の支援

基本施策Ⅱ こども・若者や子育て世帯の社会的自立に向けた支援

支援を必要としているこども・若者や子育て家庭の把握に努め、課題解決や状況改善に向けて関係機関と連携・協働しながら、社会的自立のために必要な援助を行います。

【主な取組】

- ①ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ②生活困窮家庭の支援

③ 子ども・子育て支援事業計画

(1) 教育・保育

教育・保育の量の見込みは、年齢やニーズに応じた次の認定区分ごとに設定します。

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上で教育希望（※保育の必要な事由に非該当）	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育希望（保育の必要な事由に該当）	保育所、認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育事業
3号認定	満3歳未満で保育希望（保育の必要な事由に該当）	保育所、認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育事業、地域型保育事業

※保育の必要な事由

1	1月において48時間以上の就労をしていること
2	妊娠、出産
3	保護者の疾病、障がい
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動（起業準備を含む）
7	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
10	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

（子ども・子育て支援法施行規則 第一条の五より）

① 1号認定

区分	令和7年度	令和11年度
① 量の見込み	70	81
② 確保の内容	83	97
③ 過不足（②-①）	13	16

② 2号認定

区分	令和7年度	令和11年度
① 量の見込み	302	289
② 保育所	263	143
認定こども園	154	260
企業主導型保育	0	0
認可外保育	8	7
③ 過不足（②-①）	123	121



③ 3号認定

区分	0歳		1歳		2歳	
	令和7年度	令和11年度	令和7年度	令和11年度	令和7年度	令和11年度
① 量の見込み	73	66	108	90	114	101
② 保育所・認定こども園	73	72	107	105	114	111
企業主導型保育事業	2	2	0	0	1	1
認可外保育事業	1	1	1	1	1	1
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
③ 過不足（②-①）	3	9	0	16	2	12

(2) 地域子ども・子育て支援事業内容（抜粋）

事業	内容
①時間外保育事業 (延長保育)	保育所、認定こども園のこどもを通常の利用時間を超えて預かる必要がある場合に、引き続き保育します。
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業中に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
③子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	保護者の疾病や仕事、育児疲れ等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもを児童養護施設等で一時的に預かります。
④地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育て中の親子が集まって交流する場を開設し、子育て相談、情報の提供、講座の開催、サークル活動等を行います。
⑤一時預かり事業	一時預かり事業（預かり保育） 認定こども園に在籍する1号認定のこどもを通常の利用時間以降や長期休業中に保育します。 一時預かり事業（預かり保育以外） 在宅で子育てをする保護者の急な用事や疾病、リフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって認定こども園・保育所においてこどもを保育します。 一時預かり(すみずみ子育てサポート事業) 保護者の急な用事や疾病、リフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって委託事業所等においてこどもを保育します。
⑥病児保育事業	病気又は病気回復期のこどもが、保護者の事情により家庭で保育を受けられない場合に病院等で看護師等が一時的に病児・病後児等の保育を行います。
⑦利用者支援事業 (こども家庭センター)	こどもやその保護者、または妊婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談対応、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
⑧妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進を図り、安心して妊娠・出産ができるよう14回の妊婦一般健診及び妊娠期間中の必要に応じた適時の医学的検査受診の費用を助成します。
⑨乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)	保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母体や乳児の健康状態の確認及び必要な指導を行うとともに、子育て支援情報の提供や育児の不安や悩みの相談対応を行います。
⑩養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に保健師が訪問し、問題解決等に向けて養育に関する助言・指導等を行います。
NEW ⑪子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴や家事・育児の援助を行い、家庭や養育環境を整えます。
NEW ⑫産後ケア事業	出産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、家族と共に健やかな育児ができるよう助産師等が病院や助産所等において、育児相談対応や授乳指導等を行います。
NEW ⑬妊婦等包括相談支援事業	母子健康手帳交付時に面談を行い、妊娠8か月頃には全妊婦にアンケートを実施し、希望者には面談で相談その他の援助を行います。
NEW ⑭乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労の有無や理由を問わず、生後半年から満3歳未満のこどもが月一定時間保育所や認定こども園を利用できる環境を整備します。

4 計画の推進に向けて

(1) 庁内の推進体制

本計画は、全てのこども・若者と子育て家庭を対象とした多分野にわたる支援を総合的に推進する計画です。そのため、庁内の関係部署が連携し、分野横断的に施策を推進する体制の充実を図り、多様化するニーズへの対応について検討していきます。

(2) 関係機関や地域との連携

社会全体で子育て支援を推進していくためには、国や県との連携や協働のほか、各種団体や事業者、地域住民への理解を図り、協働していくことが大切です。理解を図る取組として、本計画や子育て支援に関する情報を広報誌やホームページ、子育て支援情報誌、SNSなどを通じて広く周知し、啓発していきます。また、本町の地域福祉の理念に則って、人のつながりを大切にする視点に立ち、こども・若者や子育て家庭を地域で支える意識の醸成に努めます。

(3) 計画の進行管理

本計画に基づく施策の推進については、毎年度「越前町子ども・子育て会議」において意見を聴き、計画の実施状況を点検、評価しながら今後の施策への反映に努めます。

こうした推進の仕組みとして、PDCAサイクル「Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（検証・評価）-Action（改善）」を活用し、実効性のある取組の推進を図ります。

